

2023年8月31日

第21回新しい資本主義実現会議 論点案に対する意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

1. 賃上げについて

- 30年ぶりの水準の賃上げが実現したことで、わが国経済社会が新しいステージへと動き出すきっかけとなったと評価している。名目賃金は上昇しているものの物価を加味した実質はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる賃上げをめざす必要がある。
- デフレマインドを完全に払しょくし、人と未来への積極的な投資によって実質賃金が継続的に上昇し経済が安定的に上昇するステージへの転換を確実なものとするためには、賃上げの流れを中期的に継続していくことが不可欠である。そのためには、適正な価格転嫁が十分に進んでいない中小企業や経営状況が厳しい産業においても継続的な賃上げができるよう政策を総動員して経営環境条件を整えていく必要がある。
- 物価と賃金の関係のみならず、社会全体の生産性の伸びに応じた賃上げ・格差是正をはかり、分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。
- 政労使で問題意識を共有し、継続的な賃上げの機運を醸成するために、政労使会議の持ち方について検討いただきたい。
- あわせて、国民生活や企業経営、景気の現状などをしっかりと踏まえ、機動的かつ効果的な経済対策を検討いただきたい。

2. 最低賃金について

- 本年度の地域別最低賃金の改定について、中央・地方で公労使の真摯な議論の結果、30年ぶりの高い水準となった賃上げの成果を社会全体の賃金底上げに波及させることができた。審議の中で公労使が一致して求めた「地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施」「可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化」などの政策対応については速やかに対応いただきたい。
- 全国加重平均では1,000円を超えたものの、39の道県で依然として1,000円を下回っている。連合の最低生計費の試算（連合リビングウェイジ、2022年10月改定版）によると、単身で働く労働者であっても1,230円～990円以上なければ生活ができず、通勤や生活に必要な自動車の費用を含めれば、1,545円～1,285円以上必要である。さらに足元では物価上昇が続いており、働く人の生活を圧迫している。一日も早く全都道府県で1,000円以上に引き上げるとともに、「健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準」までさらに引き上げていくべきである。
- ポスト1,000円の中期目標は必要である。適切な中期目標をセットしたうえで、毎年の上げ幅について最低賃金審議会で審議するのが適切である。

○新たな中期目標を政労使の十分な理解のもとでセットするには、数字の根拠や時間軸の置き方などをしっかり検討する必要がある。検討に当たっては、生計費とともに、一般労働者の賃金の中央値に対する比率などを中期目標としている英国やEU指令など世界の最低賃金の考え方も参考にすべきである。

3. 人への投資について

○「人への投資」や「構造的賃上げ」の実現には、雇用の安定や社会保障制度を含めたセーフティネット強化に加え、取引の適正化や、企業の事業組織再編や事業の継続・成長などにおける「労働者保護ルールの整備・拡充」など、労働法以外の各種法整備が不可欠である。

4. 我が国の労働者のエンゲージメントとジョブ型人材マネジメントについて

○「年齢による一律の雇用制度から、やる気とスキルさえあれば、活躍の機会が得られるよう、ジョブ型の人材マネジメントなどへと改革していく必要があるのではないか」との記載があるが、人事制度などはこれまでも、労使慣行や職場実態に即して労使による議論で決定してきており、政府がその方向性を示すべきではない。

○労働者のエンゲージメント向上によって、生産性向上や労働移動の防止といったメリットが期待できる。労働者のエンゲージメントを高めるには「業務の社会的意義」や「ワーク・ライフ・バランスの確保」などが大切であり、企業は、これまで以上に「SDGs」や「ビジネスと人権」などの取り組みを推進すべきである。なお、エンゲージメント向上に資する各種取り組みについては、今まで以上に労使による協議を活性化し、取り組みの実効性を高める必要がある。

5. 非正規雇用労働者の正規化促進について

○労働者にとって、長期的・安定的な雇用を通じて収入の安定をはかり、生活不安を低減させることが重要であり、希望する者に対する「正規化促進」はこれまで以上に推進する必要がある。

6. 企業の参入・退出の促進について

○企業の参入・退出を促進するための事業承継税等に関する体制整備に関する記載があるが、事業の維持発展には、労働者の理解と労働による寄与が不可欠であり、施策の促進にあたっては、労働者保護の視点での検討が不可欠である。

以 上